



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境 保全

● 発行 ●
平成28年
1月15日

VOL.
105

【行政ニュース】

◆「PCB含有電気機器を保管・使用して
いませんか」

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土 壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

（処 分 業） ・ 燃え殻 ・ 汚泥 ・ 廃プラスチック類 ・ 金属くず ・ 動植物性残さ ・ 木くず
・ 紙くず ・ 繊維くず ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ ゴムくず
・ 廃油（タールピッチ） ・ 13号廃棄物

（収集運搬業） ・ 燃え殻 ・ 汚泥 ・ 廃プラスチック類 ・ 金属くず ・ 動植物性残さ ・ 木くず
・ 紙くず ・ 繊維くず ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ ゴムくず
・ 廃油 ・ 13号廃棄物 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

（処 分 業） ・ 特定有害廃石綿等

（収集運搬業） ・ 特定有害廃石綿等 ・ 引火性廃油 ・ 腐食性廃酸 ・ 腐食性廃アルカリ
・ 感染性産業廃棄物 ・ 特定有害廃油 ・ 特定有害廃酸 ・ 特定有害廃アルカリ
・ 特定有害燃え殻 ・ 特定有害汚泥 ・ 特定有害ばいじん
※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail: ft@filltech-jp.com

あいさつ	新年を迎えて	(一社)岐阜県産業環境保全協会理事長 粥川 長 司 …	2
		役員一同 …	3
新年のごあいさつ		岐阜県環境生活部長 安福 正 寿 …	4
		岐阜市環境事業部長 林 俊 朗 …	5

行政ニュース	「PCB含有電気機器を保管・使用していませんか」	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 …	6
--------	--------------------------	------------------	---

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～	「岐阜地域環境室からのお知らせ」	岐阜県環境生活部岐阜地域環境室 …	8
---------------------	------------------	-------------------	---

シリーズ	わがまちの環境保全と対策	「環境と調和した地球にやさしいまち」を目指して	高山市長 國島 芳 明 …	10
------	--------------	-------------------------	---------------	----

協会だより	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉		
	知事表彰(感謝状)受賞 ……………		11
	理事会の開催 ……………		12
	委員会の開催 ……………		12
	総務委員会の活動 ……………		13
	研修指導委員会の活動 ……………		13
	適正処理委員会の活動 ……………		14
	青年部会の動向 ……………		16
	〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉		
	産業廃棄物と環境を考える全国大会 ……………		16
	〈中部地域協議会〉		
	平成27年度第2回専務理事会議 ……………		16
	〈その他〉		
	産業廃棄物処理関係講習会の開催 ……………		17
	〈優良産業廃棄物処理業者認定(確認)会員の紹介〉 ……………		17
	〈会員数の状況〉 ……………		17
お知らせ	許可の有効期限にご注意 ……………		18
	協会への入会のおすすめ ……………		19
	会費の納入は便利な口座振替で ……………		20
	協会報への広告掲載募集 ……………		21
	電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況 ……………		22
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について ……………		23
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 ……………		24
	保全協 News について ……………		25
	事務局からのお願い ……………		25
編集後記	……………		26

表紙写真	「焼岳を望む」(高山市) ……………	フォト飛水 堀 完 爾
------	--------------------	-------------



新年を迎えて

理事長 粥 川 長 司

新年あけましておめでとうございます。

平成28年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。顧みますと、昨年は、9月に関東・東北豪雨があり、茨城、栃木、宮城県で8人死亡、茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、大きな災害となり生命や財産に甚大な被害をもたらしました。被災地の早期の復興を期待します。こうした中、国産初のジェット旅客機「MRJ(三菱リージョナルジェット)」が初飛行に成功し、また、ノーベル賞では、物理学賞、生理学・医学賞で二人の日本人が受賞しました。岐阜県内では、長良川上中流域の「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されるなど、夢と希望を与えてくれる年でもありました。

当協会としましては、3月、5月から6月に美濃加茂市の不法投棄産業廃棄物の撤去奉仕活動を協会員各位、青年部を中心に地元自治会、県、市等の協力を得て行い、岐阜県知事感謝状を頂いたところであります。

一方、日本経済に目を転じますと国内の景気は、緩やかな回復基調といわれているところではありますが、産業廃棄物の業界においては、回復基調までには至っていない状況であります。日本の産業界が大きく発展し、その産業界の発展の中で私たちの業界も発展するという1年になってくれることを願っております。

地球温暖化対策の国際会議(COP21)は、12月に京都議定書以来18年ぶりに新たな枠組み「パリ協定」を採択しました。発展途上国を含む全ての国が協調して温室効果ガス削減に取り組むという画期的なことであります。今後どう取り組みを進めていけるかが課題となり、私たち産業廃棄物処理業界も、低炭素化社会の実現に向け一層努力することが望まれるところです。また、今年は、産業廃棄物処理法の改正が本格的に検討される年になるようであり、当協会も会員の皆様から頂いた意見をとりまとめて「産業廃棄物処理法の見直しに関する意見」として全国産業廃棄物連合会へ提出したところで、その動向には最大限の注意をはらっていく必要があります。

産業廃棄物処理業界の課題に「優良産廃処理業者認定制度」の運用があります。この制度は、優良な産廃処理業者が優遇措置を受けたり、排出事業者が優良な産廃処理業者を選択しやすくなったりすることで産業廃棄物処理業全体の優良化を進めようとするものです。産業廃棄物の適正処理を推進している当協会としましては、「優良産廃処理業者認定制度マニュアルの作成配付」、「エコアクション21のグリーン化プログラムの実施」、「当協会のホームページを活用した事業情報の公表」などを行っているところであり、この制度の普及について一層努力する所存であります。

最後になりましたが、本年も会員の皆様を始め関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶と致します。

慶 春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。本年も協会の運営にご支援、ご協力を頂きますようお願いいたします。

平成28年元旦

理事長 粥 川 長 司

理 事 澤 田 裕 二

副理事長 鈴 村 兼 利

同 杉 下 武 夫

同 丹 羽 武

同 鷺 崎 哲 也

専務理事 長谷部 政 行

同 傍 島 壽 一

理 事 石 垣 彰 寛

同 高 井 勝 由

同 石 原 幸 喜

同 野々村 清

同 川 合 秋 男

同 濱 岡 直 彦

同 木 村 順 一

同 堀 義 博

同 國 本 吉 男

同 山 田 輝 幸

同 栗 本 純 夫

監 事 高 木 雅 浩

同 河 野 勝 二

同 森 本 禎 人

新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長
安 福 正 寿

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より、産業廃棄物の適正処理及び再生利用の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今春を目途として環境施策に関する新たな計画の策定を進めています。

その一つは、県の環境施策の基本的な指針となる「第5次環境基本計画」です。山紫水明の地「清流の国ぎふ」の大自然の素晴らしさを一人ひとりが再認識し、環境を守り、未来につないでいくための取組みを盛り込みながら、特に、廃棄物関係では、排出抑制や適正処理、再資源化といった、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組みを推進し、資源が循環される社会を築いてまいりたいと考えています。

また、大規模災害により発生する廃棄物の処理指針となる「災害廃棄物処理計画」の策定も進めています。貴協会におかれましては、本県と平成20年度に締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」に基づき、災害廃棄物の撤去や収集・運搬、処分に関して協力をいただいているところでございますが、この計画の策定を契機として、貴協会との連携を一層密にしながら、災害時における迅速・的確な対応に努めてまいりたいと考えています。

県としましては、二つの計画の策定・推進により、これまで以上に廃棄物の適正処理と資源循環社会の形成に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

岐阜市環境事業部長
林 俊 朗

あけましておめでとうございます。平成28年の新春を迎え、一言、ご挨拶申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、日頃より産業廃棄物処理行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国では、年間約3億8千万トンという膨大な量の産業廃棄物が排出されていますが、近年は穏やかながら減少傾向にあります。あわせて、産業廃棄物を確実に処理・処分するとともに、資源を回収・再生利用し、環境と経済が調和した資源循環型社会構築への取り組みの流れも定着してきました。このような中、貴協会におかれましても「産業の発展と良好な生活環境の保全」を掲げ、排出事業者と処理業者が一体となって良好な廃棄物処理体制の構築に多大なる貢献しておられることに、心から敬意を表する次第であります。

また、モノづくりやサービスの提供に関わる産業が経済の動脈であるのに対し、産業廃棄物処理業は静脈産業と言われています。どちらも健全な社会を維持・発展させていくために欠かせないものであり、廃棄物が適正に処理されない場合の社会的・経済的損失は甚大なものがあります。

不適正処理の中でも市民生活との関わりが深いのが不法投棄であります。昨年、貴協会が中心となって美濃加茂市内の不法投棄現場で、廃棄物の撤去作業を実施されました。多くの協会の皆様が地元自治会などと協力し、ボランティアで撤去作業が行われたことが新聞でも大きく取り上げられ、産業廃棄物業界に明るい話題を提供することになりました。地域の良好な生活環境の回復に大きな貢献をされた取り組みを、行政の立場から大変心強く思います。

本市としましては、排出事業場や処理施設をくまなく監視するなど、廃棄物の不適正処理の防止や保管状況の改善などに向けた取り組みに注力しているところではありますが、今後も、パトロールや排出事業者および処理業者への指導を継続・徹底してまいります。

最後に、これからも皆様方とともに、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の構築に向け鋭意取り組んでまいりますので、業界としてもその責務と役割を十分に認識され、廃棄物行政への一層のご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展を心よりお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

PCB含有電気機器を保管・使用していませんか

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有する廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、「PCB特措法」という。)に基づき、国が定める期間までに適正な処理が完了するように周知・指導等を進めているところです。岐阜県内に保管されている高濃度PCB廃棄物(トランス、コンデンサ等)については、愛知県豊田市にある、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)豊田PCB処理事務所で処理を行っていますが、平成27年9月現在、届出済み分の88%まで処理が完了しています。

岐阜県内のPCB廃棄物の処理体制は下記の表のとおりです。

廃棄物の種類	高圧トランス、廃PCB等 (高濃度PCB廃棄物)	安定器等 (高濃度PCB廃棄物)	低濃度PCB廃棄物
処理施設	JESCO豊田事業所	JESCO北九州事業所	無害化処理施設
処理完了期限	平成35年3月	平成34年3月	平成39年3月

※ 低濃度PCB廃棄物：PCB濃度が 0.5mg/kg を超え $5,000\text{mg/kg}$ 以下のもの

PCB廃棄物の保管事業者からは、PCB特措法に基づき前年度のPCB保管状況等について翌年6月までに報告していただきますが、毎年、何件かの新たなPCB廃棄物が届出されます。使用していたPCB含有の電気機器を取り替えたことにより、新たにPCB廃棄物になったものや、倉庫内などを片づけた際に見つかったりする場合があります。

処理完了期限までに適正な処理を完了させるためには、PCB廃棄物及び、将来、廃棄物となる使用中のPCB含有電気機器を把握することが必要です。

PCB廃棄物の処理については、環境省のホームページからパンフレット類がダウンロードできます。

(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/>)

※ 右機器の例示写真は、環境省のパンフレットより転記

◆PCB含有の有無を判定する方法

- ・トランス・コンデンサ等

トランス・コンデンサ等の銘版に記載されているメーカー、型式、製造年月等の情報から判別できます。

詳細はメーカーに問い合わせるか、(一社)日本電気工業会のホームページを参照してご確認ください。

(<http://www.jema-net.or.jp/japanese/pis/pcb/syurui.html>)



高圧トランスの例



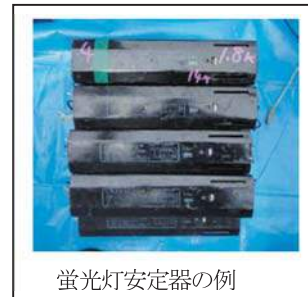
高圧コンデンサの例

- 安定器

安定器の銘版に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別できます。

詳細はメーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照してご確認ください。

(http://www.jlma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen6-1.html)



蛍光灯安定器の例

◆事業者課せられる規制

- 保管及び処分の状況の届出

P C B廃棄物を保管している事業者は、毎年度、前年度におけるP C B廃棄物の保管及び処分の状況に関して知事(岐阜市は市長)に届け出なければなりません。

- 譲り渡し及び譲り受けの制限

P C B廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはいけません。

- 承継

事業者について相続、合併または分割により事業者の地位を承継する者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事(岐阜市は市長)に届け出なければなりません。

- 適正な保管

P C B廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い、飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

◆使用中の電気機器について

使用中の電気機器にP C Bが含まれていることが確認された場合は、電気事業法(電気関係報告規則)に基づき、判明後遅滞なく所管する産業保安監督部にP C B含有電気工作物の使用に関する届出を行ってください。

現在使用中の機器についても、将来P C B廃棄物となった場合に、その処理の期限は上記のとおりですので、計画的に機器の更新を行い、適切な処理を行ってください。

使用または保管されているトランス、コンデンサ、蛍光灯用安定器には、P C Bが含まれているかもしれません。P C B含有の有無をメーカー等に確認して判別し、P C Bが含まれている機器等については、必要な手続きを行い適正に処理してください。

岐阜地域環境室からのお知らせ

岐阜県環境生活部岐阜地域環境室

2015年9月23日に「ぎふ清流文化プラザ」がオープンしました。場所は岐阜市学園町で、岐阜メモリアルセンターの西側です。県民文化ホール未来会館が生まれ変わり、文化施設と運転教育施設の2つの機能をあわせ持つ施設で、子ども、若者など次世代の文化芸術の担い手を育成し、県民参加による新たな文化を創造するための拠点、障がい者の文化芸術活動の拠点をコンセプトとしています。館内には、約500人収容の長良川ホールのほか、練習室、子育て支援スペース、セミナー室等が設けられています。2階、3階には岐阜運転者講習センターがあり、運転免許証の更新等の手続きが行われます。施設の利用などにつきましては、ぎふ清流文化プラザ(T E L 058-233-8121)へお問い合わせください。

このぎふ清流文化プラザの1階及び2階の庭園の一部は、間伐材・小径材を使用した木製品ウッドチップで舗装されています。同プラザをご利用の際にはぜひ散歩してみてください。舗装表面は木材チップで、適度な弾力性があるため滑りにくく、耐腐食性で透水性に富み、せせらぎが流れる森林を歩いている気分になります。



2階庭園の外観

舗装表面の状況

県では、リサイクル製品の利用促進を図るため、主として県内で発生する循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していくこととしています。ご紹介したウッドチップによる舗装も、岐阜県リサイクル認定製品(以下「認定製品」という。)の一つです。舗装材の素材としては、伐採木や剪定枝の他に、陶磁器くずを使用したものもあります。

平成25年度データによると、認定製品の県調達状況は、おおよそ5億1千万円で、調達金額の多いものから順に、再生土木資材、緑化基盤材、汚泥活用土壌改良剤、古紙100%トイレットペーパーとなっています。再生土木資材としては、舗装材の他に、溶融スラグ、ガラスくず又は陶磁器くずを使用したコンクリート二次製品(ブロック等)、陶磁器くずを使用した再生砂等がありま

す。緑化基盤材は、木くず、汚泥等を使用して製造されます。

岐阜地域(岐阜市を含む。)で製造されるものを以下に紹介します。認定製品の古紙100% 使用トイレットペーパーを製造する事業者は県内に 5 業者ありますが、そのうち 2 業者が岐阜地域にあります。また、間伐材・小径材を使用した木製品(パーテーション、河川のワンド形成用製品、ロッカー下足箱等)を製造する事業者が 4 業者あり、他に廃プラスチック再生品、緑化基盤材、上水道の汚泥を活用した土壌改良材、溶融スラグを使ったコンクリート二次製品を製造する事業者があります。

3 R の推進のため、リサイクル製品の利用にご理解、ご協力をお願いします。

岐阜地域に製造所がある岐阜県リサイクル認定製品（委託製造を含む）

認定番号	品目	製品名	製造者	再生原材料
8	古紙100%トイレットペーパー	各種トイレットペーパー	河村製紙株式会社	古紙
9	古紙100%トイレットペーパー	各種トイレットペーパー	中村製紙株式会社	古紙
12	廃プラスチック再生品	擬木「プラウッド」	リス興業株式会社	廃プラスチック(PE、PP)
32	間伐材・小径材を使用した木製品	ウッドミックス	岐阜県森林組合連合会	木材チップ
55	緑化基盤材	エコ・グリーン堆肥 他	自然応用科学株式会社	剪定枝刈草木くず伐採木
198	間伐材・小径材を使用した木製品	ビオクロス	井納木材株式会社	間伐材
199	間伐材・小径材を使用した木製品	お魚のゆりかご	井納木材株式会社	間伐材
259	汚泥活用土壌改良材	ソイルミックス改良材	株式会社トークレー	上水道汚泥
263	間伐材・小径材を使用した木製品	パーテーション	親和木材工業株式会社	間伐材
306	間伐材・小径材を使用した木製品	組合せウッドデッキ	親和木材工業株式会社	間伐材
307	間伐材・小径材を使用した木製品	ウッドフェンス	親和木材工業株式会社	間伐材
311	再生土木資材	トーカイ箱形ヒューム管	株式会社東海ヒューム管	溶融スラグ
358	廃プラスチック再生品	3 E ステップ	リス興業株式会社	廃プラスチック(PE、PP)
390	間伐材・小径材を使用した木製品	ロッカー・下足箱	日本住宅パネル工業協同組合	間伐材・小径材

・平成27年 8 月末現在

・詳細は県HP参照（<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/recycle/11225/>）

わがまちの環境保全と対策



「環境と調和した地球にやさしいまち」を目指して

高山市長 國 島 芳 明

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに協会の皆様におかれましては、日々の産業廃棄物の適正処理をはじめとする環境行政に対しまして、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

高山市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、平成17年2月に周辺9町村と合併して日本一広い市となってから10年が経過し、現在の人口は、約9万1千人です。

広大な市域のうち、約92.1%は森林で占められ、多くの山や川、溪谷、峠などによって、大きな変化に富んだ地形となっており、豊かな自然環境を有しています。

近年、人口減少・少子高齢化社会の到来、経済のグローバル化、環境やエネルギー問題の顕在化など市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化の波が押し寄せています。

こうした社会情勢のなかで、ますます多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に対応するため、平成27年度から10年間のまちづくりの指針となる第八次総合計画を策定しました。

この計画では、「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」を将来像に掲げ「環境と調和した地球にやさしいまち」を目指すまちの姿の一つとしています。

主な取り組みとして、地球環境分野では、自然環境の保全と活用、自然とふれあう空間の創出、生物多様性の保全、低炭素社会の形成、自然エネルギーを活かしたまちづくり、環境にやさしい人づくりに取り組むこととしており、生活環境分野では、公衆衛生環境の確保、公害対策の強化、資源循環型社会の構築、ごみの適正処理に取り組むこととしています。

特に廃棄物処理関連では、家庭などから排出されるごみの減量化の推進、リフォーム製品フェアやフリーマーケットの開催などによる再使用の推進、小型家電の分別収集や集団資源回収の奨励などによる再生利用の推進を図ります。

また、既存のごみ処理施設の適切な維持管理などによる適正な処理に努めるとともに、新たなごみ焼却施設の整備を進めることとしています。

このような取り組みによる、地域の特性を活かした循環型社会の形成を推進することによって、地域活力の向上につながり、持続可能な地域再生へのアプローチにもなると認識しています。

廃棄物の適正処理など環境行政の推進につきましては、行政による取り組みだけでなく、市民、事業者の皆様のご理解、ご協力が不可欠であり、特に貴協会の皆様方におかれましては、この分野で重要な役割を果たしていただいております。

今後とも、廃棄物行政に対するお力添えをお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と協会の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます。

○理事会の開催

平成27年度第4回理事会が、平成27年12月7日(月)に「ホテルリソル岐阜」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- ・(公社)全国産業廃棄物連合会平成27年度第2回中部地域協議会専務理事会議(10月13日開催)
- ・第14回産業廃棄物と環境を考える全国大会(11月6日開催)

(2) 委員会報告

・総務委員会

労働安全衛生研修会(11月4日開催)
結果

労働安全衛生ポスターの配付
産廃手帳の配付

・研修指導委員会

先進処理施設等視察研修会(9月29日開催)結果

産業廃棄物関係法令等研修会(10月23日開催)結果

産業廃棄物処理関係講習会(9月17日～18日、10月21日受講)結果

・広報編集委員会

平成27年度第3回委員会(10月30日開催)の審議

協会報「ぎふ環境保全」第105号の編集方針

協会カレンダー(平成28年版)について
協会報「ぎふ環境保全」第104号の発行
協会カレンダー(平成28年版)の作成
配付

・適正処理委員会

巡回指導・パトロールの実施結果

岐阜地域 10月7日、飛騨地域 10月27日

(3) 青年部会報告

役員会(9月16日、10月7日、11月13日開催)

県外施設見学会(9月11日から9月12日開催)結果

岐阜市まると環境フェア(11月22日参加)ブース出展結果

次に、連絡事項として次のことについて資料に基づき説明され承認されました。

(1) 廃棄物処理法の見直しに関する意見について

(2) 人材育成関連調査について

(3) 理事の退任について

(4) 知事感謝状の受領について

(5) 会員の状況について



第4回理事会

○委員会の開催

平成27年10月30日(金)に第3回広報編集委員会を開催し、「協会報第105号の編集方針」と「2016年版カレンダーの作成」について協議を行いました。

○総務委員会の活動

労働安全衛生研修会の開催

平成27年11月4日(水)に、「労働安全衛生研修会」を岐阜市内の「ホテルグランヴェール岐山」で開催しました。

研修会は、「最近の労働災害の傾向等(災害事例を含む)」、「作業手順書の作成と生かし方」、「作業手順書の作成(グループ演習)」について講義と演習の方法で行われました。作業手順書の作成については演習方式で行われたこともあって、受講者も参加意識の高い研修会となりました。講師は、中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンターの野口正明氏にお願いしました。受講された50名の方々には、中央労働災害防止協会から「修了証」が授与されました。



労働安全衛生研修会講義



労働安全衛生研修会演習

○研修指導委員会の活動

産業廃棄物関係法令等研修会の開催

平成27年10月23日(金)に、「産業廃棄物関係法令等研修会」を岐阜市内の「ホテルグランヴェール岐山」で、(1)「平成27年度全国廃棄物・リサイクル行政課長会議資料から」と(2)「電子マニフェスト制度について」の二つのテーマで研修会を開催しました。

(1)については岐阜県廃棄物対策課の永井課長補佐兼産業廃棄物係長にお願いし(2)については当協会の長谷部専務理事が研修を行いました。

研修内容は、プロジェクターを使い、「全国廃棄物・リサイクル行政課長会議資料から」では①移動式がれき類破碎施設に係る手続きについて②PCB廃棄物処理基本計画について③優良産廃処理業者認定制度についてを分かりやすく説明していただきました。

また、「電子マニフェスト制度について」では、電子マニフェストの仕組みと運用について、電子マニフェストは紙マニフェストと比較すると事務処理の効率化や法令遵守の徹底が図れることなどをわかりやすく説明をしていただきました。

研修会には、66名の会員が参加しました。



法令等研修会

○適正処理委員会の活動

巡回指導・パトロールの実施

巡回指導事業は、会員企業の事業所を訪問し、産業廃棄物処理の状況をお聞きしたり、施設等を確認させていただくことにより、協会の信頼性を向上させていくこと等を目的に、適正処理委員会が毎年実施しているものです。今年度は岐阜地域と飛騨地域で実施しました。また、巡回指導に合わせ、パトロール事業として不法投棄事案のある現地調査等を行ったほか、当該地域の関係行政機関を訪問し、情報交換等を行いました。

【岐阜地域】10月7日(水)

参加委員 堀義博委員長、杉下武夫副委員長、
瀬瀬和人委員、河野勝二委員、
高木雅浩委員

訪問先及び結果

(株)野々村商店

瑞穂市牛牧地内で、廃プラスチック類の中間処理を行っておられる事業所を訪問しました。野々村代表取締役から、会社の概要と業務内容について説明を頂き、別にある施設内で廃プラスチック類の受け入れや、中間処理作業などを行う工程を見学させていただきました。



(株)野々村商店の訪問

タカイ商事(株)

岐阜市則松地内において、焼却、脱水、破碎処理等の方法で中間処理を行っておられる事業所を訪問しました。最初に、高井常務取締役から会社の概要等について説明を頂いた後、敷地内の焼却、脱水、中和、破碎処理施設を見学させていただきました。



タカイ商事(株)の訪問

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案の視察

岐阜市との意見交換に先立ち、岐阜市椿洞区域の不法投棄事案を視察しました。当事案について、発覚以後の現場状況と対応、特定支障除去事業の概要、そして現在の状況等について説明を受け、確認したいこと



岐阜市北部地区の不法投棄事案視察

などをお聞きしながら現地の視察を行いました。

岐阜市役所産業廃棄物指導課との意見交換

桂川産業廃棄物指導課長を始め、同課職員との意見交換・情報交換を行いました。最初に、同課長からは管内における産業廃棄物の不適正処理防止対策とその状況について説明を受けました。その後、行政側と委員側とのそれぞれの立場から、manifestoの検査、新施設への更新、県との協力体制などについて意見交換を行いました。



岐阜市産業廃棄物指導課との意見交換

不適正処理事案として県から改善命令が出されている現場調査

羽島市上中町地内で、建設系廃棄物や残



羽島市上中町地内の不適正処理現場での調査

土を放置している現場で、岐阜県から改善勧告を受けているにも拘わらず撤去が進んでいない状況を、県廃棄物対策課の川田課長補佐等から説明を受けました。

【飛騨地域】 10月27日(火)

参加委員 堀義博委員長、杉下武夫副委員長、高木雅浩委員

訪問先及び結果

(有)奥飛騨建材

高山市上宝町地内で、ガラス等くず、がれき類の中間処理を行っておられる事業所を訪問しました。森本取締役から、会社の概要と業務内容について説明を頂き、施設内でがれき類の受け入れや、中間処理作業などを行う施設を見学させていただきました。



(有)奥飛騨建材の訪問

飛騨県事務所環境課との意見交換

勝野環境課長を始め同課職員との意見交換・情報交換を行いました。最初に、同課職員から管内における産業廃棄物の不適正処理対策の現状について、その組織や監視活動の説明を受けました。その後、行政側と委員側とのそれぞれの立場から、管内における電子manifestoの状況や立ち入り

検査の状況などについて意見交換を行いました。

○青年部会の動向

役員会

平成27年度第6回～第8回の役員会を9月16日、10月7日、11月13日に開催し、岐阜市まると環境フェア、年末勉強会及び懇親会、未来人の発行、部会員の加入承認等について協議をしました。

県外施設見学会の実施

平成27年9月11日から12日に県外施設見学会を行いました。今年は、福井市内の株式会社吉勝重建を見学しました。青年部会員8人が参加しました。

岐阜市まると環境フェアへのブース出展

「環境と調和する人にやさしい都市岐阜」の実現を目指す市民参加型イベント「第14回岐阜市まると環境フェア」が11月22日(日)に岐阜市内のみんなの森「ぎふメディアコスモス」で開催され、青年部会はここにブース出展を行いました。ブースには、当協会員のリサイクル活動を表示したフロー図パネルと再生原料のサンプルを展示したほか、子供向けのスーパーボールすくいコーナーを設けました。ブース来場者には、「トイレットペーパー(協会名ステッカー付き)」を配付しました。

年末勉強会・懇親会

平成27年12月17日(木)に伏屋社会保険労務士事務所の人事課長加藤和範氏を講師に招き、「マイナンバー制度について」の年末勉強会を開催しました。

この勉強会は平成28年1月からマイナン

バーが配付され逐次利用されることとなっていることから行ったものです。勉強会には部会員12名が参加しました。

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成27年11月6日(金)に、(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理振興財団の共催による「第14回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、佐賀県佐賀市内の「ホテルニューオータニ佐賀」で開催されました。この大会は、行政担当者、事業者、学識経験者など各界の関係者が循環型社会の構築に向けた挑戦や展望を一緒に考えることを目的に開催されているもので、今年は「産業廃棄物処理と海外展開・海外事情」をテーマとした基調講演や、「大規模災害に備える災害廃棄物対策」をテーマとしたパネル討論会が行われました。

また、大会の冒頭では「平成27年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰(産業廃棄物関係事業功労者)」が行われましたが、今回は当協会からの受賞者は該当ありませんでした。

〈中部地域協議会〉

○平成27年度第2回専務理事会議

平成27年度10月13日(火)に、平成27年度中部地域協議会第2回専務理事会議が、愛知県大府市内で開催され、次の議題について協議や情報交換が行われました。会議に先立ち、オオブユニティ(株)リサイクルプラント横根工場を視察しました。

- (1) 平成27年度安全優良職長厚生労働大臣
顕彰候補者について
- (2) 全産連建設廃棄物部会運営委員の推薦
について
- (3) 第14回「産業廃棄物と環境を考える全
国大会」の参加者状況について
- (4) 「廃棄物処理法の改正」に向けた各県協
会の意見調整状況について
- (5) 平成28年度の電子マニフェスト講習に
ついて
- (6) 循環型社会形成推進基本計画に係る点
検ワーキングについて

主催し、当協会が協力する方法で開催し
ている講習会の開催結果は、次のとおり
でした。

【新規にかかる産業廃棄物収集運搬課程の講 習会】

日時・場所 9月17日(木)～18日(金)
ふれあい福寿会館
受講者 120名

【更新にかかる産業廃棄物又は特別管理産業 廃棄物収集運搬課程の講習会】

日時・場所 10月21日(水)
ふれあい福寿会館
受講者 118名

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが

優良産業廃棄物処理業者認定(確認)会員の紹介

(平成27年10月から平成27年12月までに届け出のあった分)

会 員 名	住 所	電 話	認定・確認年月日	許可区分
FDKエコテック 代表取締役 川崎健司	海津市平田町土倉江東478	(0584) 66-4781	平成27年10月9日	岐阜県 産 廃 処 分

(認定・確認年月日順)

会員数の状況

正 会 員	3 0 5
賛 助 会 員	6 2
特 別 会 員	2
合 計	3 6 9

(平成27年12月7日現在)

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

＜協会への入会のおすすめ＞

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

- ◎ 入 会 金 正 会 員 10,000円

- ◎ 会 費 正 会 員 月 額 10,000円
賛助会員 年 額 30,000円

- ◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館 1 F

TEL 0 5 8-2 7 2-9 2 9 3

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。
銀 行（十六・大垣共立）
信 用 金 庫（岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山）
信 用 組 合（岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師）
農業協同組合（岐阜県内のすべての農業協同組合）
労 働 金 庫（東海労働金庫）
ゆうちょ銀行（全国のゆうちょ銀行）
- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058（272）9293

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回発行)及び「協会要覧」(年1回発行)をしており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に止まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになり、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲 載 面	印刷形態	料 金 ()は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	20,000円 (30,000円)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円 (50,000円)
本 文 中	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	10,000円 (20,000円)

- 注 1 1 / 2 ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)
 2 4 回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。
 3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在は受け付けていません。



お知らせ

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉 —— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページの Web 申込フォームから申込みください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者団体 加入料金(C料金)
基本料(1 年 間)	25,920円	2,160円	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円	32.4円
利用区分の目安と なる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	——

排出事業者の加入単位 任意（排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など）

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能 + 2 次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料(1 年 間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(登録情報1件につき)	——	——	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円
利用区分の目安と なる年間登録件数	——	——	700件以上	699件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理語の残さを電子マニフェスト登録（2次マニフェスト登録）する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位 任意（業者単位で加入、1業者の複数加入も可能）

処分業者の加入単位 処分事業場単位（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能）

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター 電話:0800-800-9023(フリーアクセス、通話料無料)

※ I P 電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成27年12月30日現在

加 入 区 分	加 入 者 数
排 出 事 業 者	3,176
収 集 運 搬 業 者	252
処 分 業 者	143
合 計	3,571

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

平成28年1月発送分より、非会員の発送について着払いから元払いに変更し、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

また、料金についても平成28年1月発送分より改定されました。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

（単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入）

管理票（マニフェスト）の区分	種 類	単価(円)	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 _____

*事務局記入欄

支払	発送 払込No
方法	窓口 現金
整 理	

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

（注） *印の欄は、記入しないでください。

2015. 1

お知らせ

○保全協 News について

平成27年10月28日(第162号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(162号)

- 1 平成27年度最低賃金の改定について
- 2 「電子マニフェスト導入実務研修会」の開催について

事務局からのお願い

会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

正会員(処理業者)各位

- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。
- 優良認定、優良確認を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石 原 幸 喜

副委員長 濱 岡 直 彦

各 務 剛 児 川 合 秋 男 川 合 雅 和 野々村 清

編集顧問

大 野 安 一

編 集 後 記

新年明けましてお目出とうございます。読者諸兄におかれましては、ご家族ともども良き年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

年頭にあたり型通りのごあいさつで恐縮ですが、もともと新年、特に元日には来し方の年を反省し、新しい年には未来を明るく描き、目標を立て、決意を強くしたものであります。『一年の計は元旦にあり』と誰もが考え、個人でも、会社でも、元日だけは日常的な活動は慎んだものであります。

しかし、この頃は商店など元日から店を開き、個人は元日から出歩くのが普通となりました。会社や官庁など何日かは正月休みとなっていますが、元日が新年の計を立てる日とはなっていません。問題は、その是非を問うのではなく、反省と計画を立てるという機会を失っているのではないかと危惧されることであります。

去年は、パリでの無差別殺人などのテロ問題、国内では沖縄の基地移転、日米安全保障問題、原子力発電所の再稼働など国論を二分するような問題がマスコミに溢れました。特に懸念されるのは少子高齢化であります。これは、国家経営の担い手である若者が少なく、医療・介護の負担が増大する高齢者が多くなるという現象で国家経済の大きな負担となっています。

これらの対策を為政者である政治家や官僚が真剣に考え対策を推進することは当然であるが、国民一人ひとりもこの機会に考えてみる必要はないか、これが元日を長々と述べた所以であります。

筆者は、今年晴れて傘寿を迎えます。今、もっとも関心を持ち努力していることは、自分の健康であります。病や死を恐れてのことではありません。高齢者には医療、介護に経済的負担がかかると言われるのが悔しいからであります。自分の健康だけでなく、他人様も健康に暮らせるようになって、はじめてみんなが幸せに生活を楽しむことができるのではないのでしょうか。

『健康はお金で買えません。自分で作るものです』

これが新年のささやかな贈り物としてお受取り頂けたら、誠に幸甚に存じます。

[言葉の宝石]

老いゆく身でありながら老いないということ(増支部経典)

(その意味)

この言葉は、仏陀がこの世において誰もが成し遂げられないことが五つあり、その一つを述べた言葉であります。「老いない」ということは誰もできない、という意味です。

因みに他の四つは、病、死、滅、尽です。

記 大野 安一

平成28年1月15日発行

第105号

編集
発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

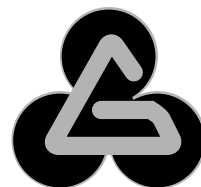
理事長 粥 川 長 司

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印 刷 共 和 印 刷 株 式 会 社



協会のシンボルマーク

最大約
56%
割引

経営ダブルアシストのご案内

(一般傷害保険)

保険期間：平成27年10月1日午後4時～平成28年10月1日午後4時

うつ病による自殺、
過労死などによる

**新しい労災
リスクの増加**

短期間労働者、パート、
アルバイト、派遣社員

**非正規雇用
労働者の増加**

新しい労災リスク
への対応は
経営者の
重要な責任です！

1億円を超える
事例も発生

**高額な賠償
事例が続出**

使用者賠償責任に関して

天災でのケガ等による賠償請求事例

「業務災害補償制度」経営ダブルアシストの主な特長

- ◆ 一般の加入より最大約56%割引
(団体割引30%・過去の損害率による割引30%・役職員一括契約割引5%もしくは10%)
- ◆ 法律上の賠償金や訴訟費用も補償
- ◆ 契約は無記名方式。短期労働者やパートやアルバイトの方も自動的に補償
※人数変更があっても報告は不要！
- ◆ 保険料は、売上高で算出 掛金は全額損金参入可能

オプションをセットして

- ◆ 業務中の天災(地震・噴火・これらによる津波等)によるケガ等も補償！
- ◆ 天災でのケガ等による使用者賠償責任も補償！！
- ◆ パワハラ・セクハラ行為に対する管理責任や不当解雇について、会社・役員・管理職の方などが損害賠償請求された場合も補償！

本広告は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に参加している会員向け一般傷害保険団体契約の概要について紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容は経営ダブルアシストのパンフレットをご確認ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

【制度運営】
全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】
(一社)岐阜県産業環境保全協会
TEL:058-272-9293

【取扱代理店】
株式会社アルファ・パートナー
TEL:058-248-4560

保険料のお見積りやご加入のお申し込みは、引受保険会社の代理店または引受保険会社までご相談ください。

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社

【担当課支社】
岐阜支社
住所:岐阜県岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビルディング4階
TEL:058-264-5210
FAX:058-264-5211

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



H A T S U R I
K I M U R A
C O R P O R A T I O N

株式会社
はつり きむら

研 木 村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



エコアクション21
認定・登録番号 0000005

岐阜県

優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子manifestoを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



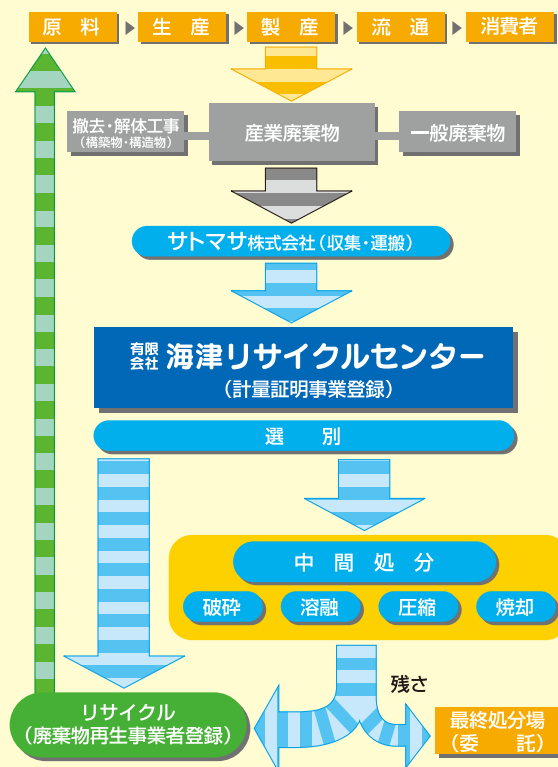
ISO14001、13ER-904
環境マネジメントシステム

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

(一社) 愛知県産業廃棄物協会
(一社) 岐阜県産業環境保全協会
(一社) 三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会